

# 農村地域における地域共同活動 への支援の充実

2 飢餓を  
ゼロに



15 陸の豊かさも  
守ろう



17 パートナシップで  
目標を達成しよう



【提案・要望先】農林水産省

## 1. 提案・要望内容

### (1) 多様な主体が連携した取組への支援

○農村地域の住民と企業・大学など多様な主体が連携した、新たな共同活動体制の構築に向けた取組等に対する支援の充実。

### (2) 集落間連携による獣害防止活動への支援

○集落間連携（広域活動）組織が行う獣害防止活動に対して、多面的機能支払交付金による加算措置の設定など支援の充実。

交付金＝（農地面積×単価）＋（獣害防止柵による防護面積×単価）＋（緩衝帯面積×  
単価）

### (3) 中山間地域等における集落協定の広域化への支援

○中山間地域等直接支払制度の集落連携・機能維持加算（集落協定の広域化支援）に  
ついて、取組開始年度から起算して達成年度を設定するなどの要件の緩和。

## 2. 提案・要望の理由

○農村地域では、過疎化、高齢化の進展に伴い、集落の住民だけでは農地保全などの共同活動の継続が困難であり、地域外の多様な主体と連携することが必要。

○地域外の企業・大学等の多様な主体と連携した新たな体制を整備するためには、両者を繋ぐマッチングや共同活動の立ち上げ等に対して支援を行うことが効果的。

○獣害防止対策については、国庫補助制度等を活用した柵の設置や、琵琶湖森林づくり県民税を活用した緩衝帯整備を進めているが、整備効果を発揮させるためには、隣接集落が連携して定期的な柵の点検補修や緩衝帯の維持管理が必要。

○多面的機能支払交付金を柵の点検補修等の活動に活用しているが、農地面積を対象に交付金が算定されるため、農地面積が小さい集落では、獣害防止柵等の維持補修作業を支援する十分な交付金が得られない状況。

○中山間地域等直接支払制度における集落連携・機能維持加算の目標達成年度は、取組開始年度に拘わらず平成31年度末とされているが、目標の達成には取組開始から一定の期間が必要。

## （本県の取組状況と課題）

### （1）取組状況

○本県においては、良好な交通の便等の条件から企業や大学等が多く立地している。

（参考）大学数：13校（人口10万人当たりの学生数 全国第8位）

企業：第二次産業で働いている人の割合33.8%（全国1位）

○このような企業や大学が農村集落と連携し、地域活性化を図っている例がある。

- ・「<sup>きたふなじ</sup>北船路（大津市）」：龍谷大学と地元農家が協働活動を展開し、棚田の保全活動や酒米の生産、地酒の商品化等に取り組む。
- ・「<sup>あけびはら</sup>山女原（甲賀市）」：地元企業がCSR活動として棚田の草刈り等ボランティア活動に継続的に参加し、農地保全の重要な担い手として農家と交流。



○このような取組を県内各地に広げていくため、両者のマッチングや共同活動の初期投資への支援を行う「しがのふるさと支え合いプロジェクト」（県単独事業）を平成30年度から実施している。

○野生獣による農産物被害は、集落ぐるみの総合対策の実施により着実に減少しているが、平成28年度の被害額は1.2億円と依然として高水準。獣害防止対策を進めていくためには、捕獲等を進めていくことも有効であるが、柵の維持補修等も必要不可欠であり地元ニーズが高い状況である。

○中山間地域等直接支払交付金制度では148の集落協定が締結され、農業生産活動の継続による耕作放棄地の発生防止等の効果が出ており、活動継続に向けて集落協定の広域化を進めている。

### （2）課題

○農村集落と地域外の多様な主体との連携を推進していくためには、両者を結びつける持続的な仕組みが必要。

○隣接する集落が連続して柵を設置・維持管理するような効果的な取組を進めていくためには、それぞれの地域の対策内容に対応した支援が必要。

○中山間地域等直接支払制度における集落協定の広域化を進めるため、集落連携・機能維持加算の活用を検討しているが、目標達成年度が平成31年度末に固定されていることから活動期間が短くなり、対策期間途中からの推進が困難。